区のお知らせ

足立区

足立区千住一丁目50
☎（882）ーーーー
編集・発行／足立区役所

人権身の上相談

勤め先、その他で、人権を侵害されたとか、身の上のことでお困りのとき、どうぞご利用ください。東京法務局職員・足立区人権擁護委員が相談に応じます。相談の秘密は堅く守ります。相談日は毎月第3金曜日、午後1時～4時、区役所（1階）区民相談室。

交通事故で困ったとき…区役所に相談係を新設

四月一日、区役所に交通事故相談係ができました。この係では、事故にあった方、起こした方の示談や訴訟、賠償問題などについて、相談やお手伝いをします。交通事故にあったが、どうしたら良いかわからない、というようなときには、ぜひ一度おいでください。

ゆっくり走ろう…事故を起こさないために

足立区内の自動車登録台数は、現在一一万台、十年前の二万台と比べると五倍にもなります。それに比例して、交通事故も増加しています。

新聞などで交通事故の記事を見ても、他人ごととして軽く読みすごしていますが、ひとたび自分が事故にあうと大変です。

被害者にとっては、父や夫をなくしたり、子供が生涯の不具者になるなど、明るかった家庭がいっぺんに暗くなることがあります。

また、加害者にとっても、その責任として、一生その償いをしていかなければならない、という悲惨な結果になりかねません。

不幸にして、事故にあったときどのように対処すればよいのか、わからないというのが現実のようです。

そこで、区では、このような境遇にたたされた方々のために、交通事故相談の業務を行なうことになりました。

◆相談の内容

交通事故に伴う相談

▼各種ケースに応じた相談

▼損害賠償に至るまでの経路と手続などについての相談

保険金または損害賠償金等の請求

▼自動車損害賠償法による、保険金の請求や損害賠償金の請求

▼ひき逃げ、無保険車による、損害てん補請求

▼交通災害共済見舞金の請求

※請求指導事務は、特別な事情がある場合に行なうもので、通常は本人が請求することになります。

示談のお手伝い

被害者か加害者の一方または双方から申し出があった場合、区が公正な第三者として、示談のお手伝いをします。

▼示談について、事故の相手方に対し、呼びかけをします。

▼公正、中立の立場から、示談に必要な資料、様式の提供や助言などを行ないます。

訴訟・調停への移行

▼訴訟を起こす場合

当事者間で示談や調停が成立しなかった場合、裁判で争うことになります。交通事故の損害賠償訴訟は、大変むずかしいため弁護士に依頼するのが、一番よい方法です。

そのときに、弁護士の紹介を行ないます。また、訴訟費用のない方のために、法律扶助協会へのあっせんと、そのために必要な資料様式などの提供を行ないます。

▼調停を起こす場合

当事者双方が主張を譲らず、簡易裁判所に調停を申し立てる場合、その手続きについての助言と必要な資料様式などの提供を行ないます。

◆相談の方法

区役所一階に、区民課交通事故相談係があります。お気軽においでください。交通事故・保険などにくわしい職員が相談に応じます。

相談日　毎週月曜～金曜　午前九時～午後四時（但し、祝日は除きます）

対象

▼本人または事故の相手が、足立区民であること

▼事故発生場所が、足立区を中心におおむね五〇㌔㍍の範囲内であること

▼相手方の事情（住所・氏名・電話・勤務先・保険の種類など）を調べておく。

▼治療費その他関係書類をそろえておく。

※相談においになるとき、次のことにご注意ください。

▼事故の発生状況を正しく確認しておく。

▼事故の発生状況を正しく確認しておく。

■紙芝居―四月二十日・二十七日（火）午後三時三十分

■こいのぼり共同製作―四月二十二日（木）～四月二十五日（日）午後三時…対象―小学四～六年生、定員十名

■子ども模擬店―五月五日（水）午後一時三十分～四時

◆教育センター　☎八五〇―八八〇一

■英会話クラブ（前期）―五月八日～九月十八日の毎週土曜日午後二時三十分、対象―区内中学生　定員―先着四十五名　教材費無料、申込みは四月二十一日（水）から

■英会話教室（前期）―五月八日～九月十八日の毎週土曜日午後四時　対象―一般区民　定員―先着四十五名　教材費―自己負担　申込みは四月二十一日から

◆花畑区民センター　☎八五〇―二六一七

■消費者講座―四月二十日（火）午前十時…塩化ビニール、食品包装容器の安全性　四月二十二日（木）午前十時…楽しいリフォーム　**■フォークダンス**―四月二十四日（土）午後二時　**■親子コーラス**―毎月第二・四木曜日午後三時

（申込みとくわしいことは、直接各施設の事務室へ）

◆東部区民福祉センター　☎六〇五―七一〇一

■文学教室―四月二十四日（土）午後一時三十分…テキスト代四百九十円　**■子ども映画会**―四月二十八日（水）午後二時

◆中部区民福祉センター　☎八八九―四六六一

■老人慰安浪曲大会―四月二十五日（日）午後一時

◆西部区民福祉センター　☎八九七―五〇一六

■ゲーム遊び―四月二十五日（日）午前十時　**■センター五歳バースデーの集い**―四月二十八日（水）午後三時

◆千住区民福祉センター　☎八八二―二七六五

■老人踊り教室―四月二十一日（水）午前十時三十分

■子ども映画会―四月二十五日（日）午後一時三十分

◆新田児童館・老人館　☎九一二―三四二一

■老人茶道教室―四月二十二日（木）午前十時　**■ギター教室**―四月二十四日（土）午後二時　**■老人映画会**―四月二十五日（日）午後一時

◆千住あずま児童館・老人館　☎八八二―一二一二

■老人生花教室会員募集―定員二十名、申込みは四月二十一日（水）から

◆本木東児童館　☎八四九―三〇〇五

■紙芝居―四月二十日・二十七日（火）午後三時三十分

■こいのぼり共同製作―四月二十二日（木）～四月二十五日（日）午後三時…対象―小学四～六年生、定員十名

■子ども模擬店―五月五日（水）午後一時三十分～四時

◆教育センター　☎八五〇―八八〇一

■英会話クラブ（前期）―五月八日～九月十八日の毎週土曜日午後二時三十分、対象―区内中学生　定員―先着四十五名　教材費無料、申込みは四月二十一日（水）から

■英会話教室（前期）―五月八日～九月十八日の毎週土曜日午後四時　対象―一般区民　定員―先着四十五名　教材費―自己負担　申込みは四月二十一日から

◆花畑区民センター　☎八五〇―二六一七

■消費者講座―四月二十日（火）午前十時…塩化ビニール、食品包装容器の安全性　四月二十二日（木）午前十時…楽しいリフォーム　**■フォークダンス**―四月二十四日（土）午後二時　**■親子コーラス**―毎月第二・四木曜日午後三時

（申込みとくわしいことは、直接各施設の事務室へ）

国民健康保険

保険料が改定されます

助産費は4万円に

国民健康保険の保険料と助産費支給額が、四月一日から改定されました。

国民健康保険は、本来、皆さんの納められる保険料と国庫支出金とによってまかなわれ、皆さんが病気やケガをされたとき、安心して治療できるようにする相互共済の制度です。

しかし、実際は年々増大する医療費のため、都の一般財源で赤字分を補てんしている現状です。この額も最近では、保険料をうまわる程多額になっています。

また、都内においても市町村では、年々保険料を改定しているため、二十三区の保険料と比較して、現在その格差が非常に大きくなっています。

このたびの改定は、こうした不均衡を是正することと、国民健康保険の財政を健全化するために行なったものです。

また、同時に助産費の支給額についても、給付水準を引上げるため改定を行ないましたので、皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。

改定内容は次のとおりです。

新しい保険料

▽均等割額

被保険者一人につき従来は六百円でしたが、四月からは二千四百円になります。

▽所得割額

従来どおりで変更はありません。（前年度の住民税額の百分の百二十二相当額）

▽賦課限度額

年間保険料としてかけられる最高限度額のことです。均等割額と所得割額の合計の上限が、従来は八万円でしたが、一二万円に引上げられました。

保険料の軽減

従来から所得額の低いご家庭の保険料均等割分を軽減してきましたが、四月からさらに軽減額が引上げられます。

①世帯主およびその世帯内の被保険者の昭和五十年中の所得の合算額が、一九万円をこえない世帯は、被保険者一人につき、一四〇円が軽減されます。（従来は三六〇円）

②世帯主およびその世帯内の被保険者の昭和五十年中の所得の合算額が、①の一九万円と一世帯主を除く被保険者の数に一三万円をかけた額（の合算額以下の世帯は、被保険者一人につき、九六〇円が軽減されます。（従来は二四〇円）

▽手続き、その他くわしいことについては国民健康保険課資格賦課係へどうぞ。

助産費の増額

昭和五十年度まで、助産費は二万円でしたが、昭和五十年四月一日出産した分から、四万円に増額されます。

申請には、保険証、母子手帳、印かんが必要です。

五十一園目

いりや保育園が開園

園児を募集します

区では、長期基本計画にもとづき、保育園の建設を進めていますが、五月に一つ、六月に二つの保育園が開園します。

区立の保育園は、この三つを加えると、五十一園になります。これは二十三区でも、一番多い数字です。新しくできる保育園はつぎのとおりです。

新設の保育園

▼西新井本町保育園（五月開園）

所在地…西新井二丁目四―二四

定員…百二十名　建物延面積…七一五平方㍍（鉄筋二階建）

▼いりや第一保育園（六月開園）

所在地…舎人町二一二二

定員…百名　建物延面積…四九九平方㍍（都住内併設）**写真左上**

▼いりや第二保育園（六月開園）

所在地…舎人町二一二二

定員…百名　建物延面積…四九九平方㍍（都住内併設）**写真左下**

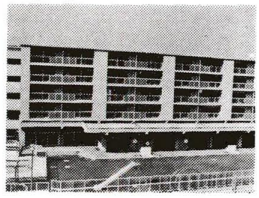

園児募集

いりや保育園の園児を、四月と七月の二回にわけて募集します。入園は、六月と九月になります。

なお、西新井本町保育園の募集は、おわりました。

申込期間…四月二十一日（水）～二十七日（火）

申込場所…あなたのお住まいを管轄する福祉事務所へ。

申込みに必要なもの…昭和五十年度特別区民税額のわかるもの（課税証明書、特別徴収通知書、納入通知書のいずれか）

▽昭和五十年分所得税額のわかるもの（課税証明書、源泉徴収票、納税通知書のいずれか）

▽昭和五十年度固定資産税額のわかるもの（土地・家屋をお持ちの方だけ）

▽印かん

印鑑登録替え

手続きはおすみですか

昨年の十月一日から、印鑑登録証明の制度が改正され、現在区内の各出張所では、登録替えの手続きを行なっています。

まだ、手続きの済んでいない方は、九月三十日までに済ませてください。この期間中に手続きをしないと、印鑑登録は無効になり、新規登録の扱いになります。

以前にハガキで指定された月合の良い日においでください。

申請に必要なもの

◎本人が申請する場合

▽回答書（なくした場合は運転免許証でもよい）

▽実印（登録印鑑）

◎代理人が申請する場合

▽回答書、代理権授与通知書…どちらも本人が記入

▽本人の登録印鑑

▽代理人の印鑑

問い合わせは、区役所住民記録係へどうぞ。

▶この印鑑登録証がもらえます

センター・児童館・老人館だより

休日診療所のご利用を

休日の急病のときは休日診療所をご利用ください。午前十時～午後四時まで内科、小児科の診療をしています。なお、受診のときは、必ず健康保険証等をお持ちください。

▼**江北休日診療所**…江北六―一六―二一〇一　江北保健相談所内　▼**綾瀬休日診療所**…東綾瀬一―五―一七　東部区民福祉センター地内（綾瀬駅下車五分）　▼**千住休日診療所**…千住仲町一五　医師会館内（北千住駅下車十分）

▼**竹の塚休日診療所**…竹の塚二―二五―二一　教育センター内（竹の塚駅下車十分）

恵まれない家庭のなかに心のかよう社会福祉事業を…

区内には、経済的または家族などに恵まれず、不安な毎日を送られている方がまだおいでです。そこで、社会福祉の充実をめざし、今年も種々の福祉事業を行なっていきます。生活に困りの方や身体に障害のある方。さらに、ねたきりで生活されているお年寄りの方への事業、共働きの乙家庭の幼児の健全育成などに、区では積極的に取り組んでいきます。

ねたきりのお年寄の方へ

区では、老すいや傷病のため、日常生活に支障があって常時家族の介護を必要とする六十五歳以上の方を対象に次のような事業を実施しています。本人や家族の負担を少しでも軽くするため各事業を有効に利用されるようごあんないします。

(1)老人福祉手当
自宅でたかが以上ねたきり（日光浴等のため、庭を散歩できる程度を含む）の状態にある場合、または引続き六月以上入院している場合に福祉手当が支給されます。本人や家族の所得、および他の年金に関係なく支給されます）
(ア)手当の額
月額八千五百円
(イ)申請手続：老人助成係へ
①住民票の世帯全員の写し
②本人名義の預金通帳（郵便預金を除く）
③印鑑

(2)日常生活用具の貸与または支給
比較的低所得世帯のねたきりの方を対象に、次の日常生活用具を貸与または支給します。
(ア)種別
①特殊寝台
鉄製の寝台で前後の部分が手動で上下します。
②無湿ふとん
最近開発されたウレタン製品で、湿気を防ぐマットレス式のふとん。
③便座
寝室で使用するものと、トイレに据付け、洋風式に使用するものがあります。
(イ)申請手続き
印鑑を持参のうえ、所管の福祉事務所へ。
(ア)申請手続き
老人福祉手当を受給している方の病苦を慰めるため、年に一回お見舞の品を贈呈します。

(3)見舞品の贈呈

(4)連絡用ブザーの取付
ねたきりの方と、家族と常時連絡を図り、あわせて事故を防止するため居室間にブザーを取付けます。
(ア)申請手続き
印鑑を持参のうえ福祉事務所へ。

(5)巡回入浴
自宅で入浴することが困難な方を対象に、足立新生苑の特殊浴槽を利用して入浴サービスを実施すると共に自宅とホーム間を巡回用自動車（いてゆ号）で送迎します。
希望される方は老人助成係へ問い合わせください。

(6)家事援助者の雇用費を助成
比較的低所得世帯を対象に、家族の介護負担を軽くするため、家事援助者の雇用費を週一日、月四日の割合で全額助成します。
(ア)申請手続き
住民票の世帯全員の写しと印鑑を持参して老人助成係へ

(7)老人家庭奉仕員の派遣
低所得世帯を対象に、家族の介護負担を軽くし、相談等に応じるため、週一回～二回の割合で、申請のご家庭に老人家庭奉仕員を派遣します。
(ア)申請手続き
印鑑を持参のうえ福祉事務所へ

(8)その他
(1)～(7)以外のねたきりのお年寄の福祉については相談、指導および関係機関への紹介等は、所管の各福祉事務所へ。

身体障害者の方へ「郵便はがき」を

四月二十日発行の「身体障害者福祉強調運動にちなむ郵便はがき」が無料で配布されます。次に該当する方は、お申出ください。

▽**配布対象**
身体障害者手帳を交付されており、障害程度が一級または二級に該当し、満六歳以上の方

▽**配布枚数**
申出のあった方お一人につき二十枚を郵便局から郵送します。

▽**申請方法**
お近くの郵便局へ

▽**申請に必要なもの**
身体障害者手帳と印鑑

▽**申請期限**
昭和五十一年五月十日(月)まで

▽**その他**
申請用紙（整理票）は、郵便局、福祉事務所、区役所援護課に備えてあります。なお、申出は代理人または郵送でも受付けます。（郵送は受持集配局あて）

家庭福祉員を募集

区では、保育に欠ける乳児のため、ご家庭で、保育を引受けてくださるご婦人を募集しています。

▽**資格**　二十五歳以上六十歳未満で保母、教員、助産婦、保健婦、看護婦、栄養士の資格がある方

▽**必要な設備**　保育に使用できる六畳以上の部屋があること

▽**保育対象児**　三歳未満児を三人まで保育

▽**保育運営費**　保護者から受託料として一人につき月額二万四千円区から一人につき月額二万四千円その他設備費年一万円など補助

▽**応募および問い合わせ先**　区役所育成係へどうぞ。

心身障害者の方へ福祉手当

心身障害者福祉手当（区制度）を支給します。四月期分は四月二十五日頃までに指定の金融機関に振り込みますのでお受けとりください。なお、該当する方でまだ申請されていない方は、お早めに手続きをしてください。

▽**支給要件**
(1)足立区内に居住の方
(2)満二十歳以上の方
(3)障害の程度
①身体障害者手帳一級、二級
②愛の手帳一度、二度、三度
③脳性マヒ、進行性筋萎縮症
ただし、施設入所している方と老人福祉手当を受給している方は該当しません。

▽**手当の金額**　月額五千五百円

▽**支給時期**　四月、八月、十二月の年三回、各支給月の二十五日頃に口座に振込みます。

▽**申請に必要なもの**
(1)印鑑
(2)身体障害者手帳または愛の手帳（③に該当する方で手帳のない方は診断書が必要です）
(3)障害者本人名義の預金口座（郵便局を除く）
(4)住民票の写し（障害者本人のみ）

▽**申請・問い合わせは**、区役所援護係へどうぞ。

身体障害者と家族の慰安激励大会

日時　五月九日（日）午後一時
会場　区産業振興館公会堂（区役所となり）
主催　足立区身体障害者福祉協会
問い合わせ先　足立区身体障害者福祉協会会長　百目鬼喜一（六月二一二三一一　☎八八三一三七五四）まで

国民年金のお知らせ

▽**保険料の時効**
国民年金保険料は、納期限から二年をすぎると時効となり、あとからでは納められません。
たとえば、昭和四十九年一月、二月、三月分の保険料は、昭和五十一年五月一日以後は納めることができなくなります。
もう一度お手もとの領収証書をお調べください。

▽**納期のお知らせ**
昭和五十一年度第一期分（四月、五月、六月）保険料の納期は、四月三十日です。

問い合わせは、国民年金課検認係へ。

■スポーツ傷害保険に加入を

申込み受付期間　三月一日～七月三十一日まで
対象　スポーツおよび社会教育関係団体の構成員（十名以上）
保険料　年額三百円
問い合わせは、教育委員会体育課へどうぞ。

青少年に潤いの場を

青年祭

青年祭にいらっしゃいませんか。青年館の増築オープンを記念し、区内の青年サークルの手により、盛大に青年祭が開催されます。

期日　青年祭：四月二十四日(土)～二十五日（日）
展示会：四月十九日（月）～二十五日（日）
場所　足立区青年館新館（東武大師線、大師前駅下車）
催しもの内容
○二十四日(土)…前夜祭パーティー（社交ダンスコンサートほか）
○二十五日（日）…開館祝賀パーティー、記念講演（各種催しもの）
ゲームコーナー、もちつき、レクゲーム、模擬店（喫茶）コンサート（フォークバンド、エレキバンド）、お茶会、レコード鑑賞、足立区の古典芸能、民芸品展。
○十九日（月）～二十五日（日）各青年団体サークルの日常活動の発表展示会、青年館増築推進運動資料展
くわしい問い合わせ　青年館☎八九〇－〇〇六一まで

■青年館に結婚式専用の電話が誕生

三月二十日発行の区のお知らせで既報のとおり、青年館増築にともない、結婚式の取扱い専用電話を設けました。ご利用ください。（☎八九〇－〇〇七八）

勤労青少年寮の入寮者募集

このほど、東京都足立区立勤労青少年寮に空室ができましたので次のとおり入寮者を募集します。

募集人員　二十一名
募集期間　四月二十六日（月）～五月十日（月）まで
応募資格
(1)単身男子であること。
(2)都内の中小企業に勤務していること。
(3)年齢が十五歳以上、二十四歳未満。（入寮後二十五歳になった時点で、退寮することになります）
(4)申込み日三か月前の平均月収が十万円以下であること。
(5)従業員寮がない場合、または従業員寮があっても入寮できない状況にあること。
(6)現状の居住状態が、次のいずれかに該当すること。
①一当りの居住面積が四・九平方メートル以下（三畳未満）の場合。
○月額家賃が平均月収の二十パーセント以上の場合。
○住宅以外の建物に住んでいる場合。

申込方法
申込み期間内に、「入寮申込書」と「勤務証明書」を持参または郵送で申込みください。なお、応募用紙は区役所商工係と足立区立勤労青少年寮（千住桜木二－一五－一－一〇一）にあります。

選定方法
申込み者多数の場合は、五月十五日（土）抽せんにより入寮者および補欠者を決定します。

申込み・問い合わせ先
区役所商工係へどうぞ。

その他　使用料は月額二七〇〇円、入寮日は六月十四日（月）～七月十三日（火）まで。

あなたはタバコをどこで買いますか

区の収入のなかに「特別区たばこ消費税」というのがあります。これは、区内で売れたたばこの総売上本数によって、専売公社から区へ納められる税金なのです。

皆さんが、たばこを区内で買うと、それだけ区の収入が増えることになります。

昭和四十九年度は約十一億四千万円の収入がありました。たとえば、保育園を建てるのに一億五千万円かかるとすると、約八園ができる金額です。

また、区内で昭和四十九年度に売れた総本数は、約十四億五千万本で、人口一人当り二千三百八十本になります。

千代田区の三万三千九百本、中央区の二万四千八百本にくらべると二割にも足りません。

この数字から、都心へ勤めに出る人が、たばこを勤務先で買うことが多いのがわかります。

区民のみなさんが、たばこを区内で買うことによって、区の財政がうるおい、一つでも多くみなさんの為になる事業ができるのです。

どうか「たばこは区内で買いましょう」の運動にご協力ください。

〔お詫び〕
毎号掲載の「同和問題の理解のために」は、今回都合により休載いたします。

掲示板

■信用金庫に広報スタンドを設置

区ではこれまで、区内の各駅に広報スタンドを置き、みなさまにご利用いたいていますが、四月一日から区内にある信用金庫（二十九の本支店待合室）にも新設しました。

区の広報資料を自由に利用されるようご利用ください。

■区民ハイキング

（智恵子抄の安達太良山へ）

期日　五月二十九日（土）～三十日（日）、夜行日帰り（往復デラックスバス）
場所　福島県安達太良山（磐梯朝日国立公園内）
集合時間と場所　五月二十九日午後十時、区役所本庁舎前
定員　五十名（先着順）
会費　四、八〇〇円
申込み先　参加希望の方は会費を添えて、左記（足立区山岳連盟）へお申込みください。
▽駒草山荘、千住二－一八八八八一一
▽マツノスポーツ、関原二－一六－一一、☎八七－八九一九、のいずれか。
主催　足立区体育協会（山岳連盟）

■栄養指導講習

「貧血を防ぐための食生活」
日時　五月十日（月）午後一時三十分～四時
場所　東和保健相談所（東和四丁目一〇－三）
内容　献立と調理実習
費用　無料
申込み　電話で東和保健相談所（☎六〇六－四一七一）へ。

■学校給食費を改定

昭和五十一年四月から、小中学校の給食費が次の表のとおり改定となります。

牛乳は昨年の四月頃と比較して四円五〇銭値上げされており、パン・おかずも今後値上りが予想されますので、現行の額に据えおくことが困難となり、改定を行なったものです。

養価の高い給食を作るため、保護者のみなさんのご理解とご協力をお願いします。

なお、保護者負担の軽減を図るため、区では昨年度と同額を補助します。

学校給食費改定額（月額）

区分	改訂給食費	区補助金	保護者納入額
小学校 1～3年生	2,200円	100円	2,100円
小学校 4～6年生	2,410	110	2,300
中学校	2,820	120	2,700

■戸籍謄・抄本が一通二百円に

このほど、戸籍手数料が改定され、五月一日から戸籍謄本・抄本の手数料は、枚数に関係なく一通につき、二百円になります。改定される手数料のおもなものは、次のとおりです。

▽戸籍の謄・抄本（一通二百円）
▽除籍の謄・抄本（一通二百円）
▽戸籍の記載事項証明（証明事項一件百円）
▽除籍の記載事項証明（証明事項一件二百円）
▽受理証明書（一通百円）
▽婚姻届等の受理証明書（上質紙一枚のもの（一通八百円）
▽戸籍簿の閲覧（一戸籍百円）
▽除籍簿の閲覧（一戸籍百円）
▽届書類の閲覧（書類一件百円）

なお、郵便で請求されるときは必ず現金書留か、郵便局の定額小為替（千円以下）が便利です。なお、郵便切手で手数料を納めることはできません。

くわしくは、区役所戸籍係へ

■安売りデー

豚肉　四月二十四日（土）
※区内の黄色のたれ幕のあるお肉屋さんでどうぞ。

■テニスコートの抽せん日を変更

四月二十二日(木)の抽せんは交通ストのため、二十四日(土)に変更します。

■献血自程

▽四月三十日(金)北千住駅西口
▽五月四日(火)北千住駅西口

改正された軽自動車税

地方税法の改正にもとづく、東京都足立区特別区税条例の改正で、軽自動車税は下表のように、本年度分（四月）から改定になりました。

原動機付自転車・軽自動車および小型特殊自動車・二輪の小型自動車を所有している方は、税率が変わりましたのでご留意ください。

くわしくは、区役所課税課へ。

〔軽自動車税の税率〕

区分			現行(年額)	改正(年額)
原動機付自転車	総排気量が0.05リットル以下のものまたは定格出力が0.6キロワット以下のもの		円 500	円 650
	総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のものまたは定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの		800	1,000
	総排気量が0.09リットルを超えるものまたは定格出力が0.8キロワットを超えるもの		1,000	1,300
軽自動車及び小型特殊自動車	二輪のもの（側車付のものを含む）		1,500	2,000
	三輪のもの		2,000	2,600
	四輪以上のもの 乗用	営業用	4,500	5,200
		自家用		5,900
	四輪以上のもの 貨物用	営業用	2,500	2,900
		自家用		3,300
	専ら雪上を走行するもの		1,500	2,000
	農耕作業用自動車（刈取脱穀作業用自動車を含む）		1,000	1,300
	その他のもの			3,900
二輪の小型自動車			2,500	3,300

■花いっぱいコンクールの参加団体を募集中（審査会は5月上旬）、くわしいことは区役所区民係へ

T.S 216,000